

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和 8 年 1 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

### 規 則

ページ

24 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則	2
------------------------------	---

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年1月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

**新潟県市町村総合事務組合規則第24号**

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則（平成16年規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入申込方法)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の<u>規定で定める方法</u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。</p>	<p>(加入申込み)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の<u>規定により共済に加入申込みをしようとする者は、新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳(別記第1号様式又は別記第1号様式の2)に会費を添えて事務所長に申し込まなければならない。</u></p>
<p>(1) 条例第6条第1項第1号 管理者が指定するサービスによるインターネット加入申込みをし、インターネット決済により会費を払い込む方法</p> <p>(2) 条例第6条第1項第2号 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳(別記第1号様式又は別記第1号様式の2)に会費を添えて事務所長に申し込む方法</p> <p>(会員証)</p> <p>第3条 事務所長は、加入申込みを受理したときは、当該会員に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる新潟県交通災害共済会員証（以下「会員証」という。）を交付するものとする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項第1号に規定する加入申込みを受理した場合 別記第3号様式の2</p> <p>(2) 条例第6条第1項第2号に規定する加入申込みを受理した場合 別記第2号様式又は別記第3号様式</p>	<p>(会員証)</p> <p>第3条 事務所長は、加入申込みを受理したときは、当該会員に対して新潟県交通災害共済会員証(別記第2号様式又は別記第3号様式。以下「会員証」という。)を交付するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(会員台帳)</p> <p>第4条 事務所長は、加入申込みを受理したときは、当該会員に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳(以下「会員台帳」という。)を作成し、及び保管するものとする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項第1号に規定する加入申込みを受理した場合 別記第1号様式の3</p> <p>(2) 条例第6条第1項第2号に規定する加入申込みを受理した場合 別記第1号様式又は別記第1号様式の2</p>	<p>2 (略)</p> <p>(会員台帳)</p> <p>第4条 事務所長は、加入申込みを受理したときは、当該会員に係る新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳(別記第1号様式又は別記第1号様式の2。以下「会員台帳」という。)を作成して保管するものとする。</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>

## 別記第1号様式(複写用)(第2条・第4条関係)

## 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳

住所		電話	—	—
氏名		会員番号		
1		下記のとおり払込みます。		
2		1人 500円 4人2,000円 7人3,500円	2人1,000円 5人2,500円 8人4,000円	3人1,500円 6人3,000円
3				
4		共済期間 に入あっては会費領收印目付の翌年3月31日まで	年4月1日(4月1日以後の加	
5		計人		領收印
6				
7				
8		¥	円	

## 別記第1号様式の2(電算用)(第2条・第4条関係)

## 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳

住所			会員 番号			
共 済 期 間	年4月1日 (4月1日以後の 加入にあっては 会費領取印日付 の翌日)から			領 取	印	
	年3月31日 まで					
氏 名			氏 名			
			会費の計算1人	円×	人=	円
			上記のとおり払込みます。			

### 別記第2号様式(複写用兼電算用)(第3条関係)

## 新潟県交通災害共済会員証

住所		電話	
氏名		会員番号	
1			
2		新潟県市町村総合事務組合管理者 団	
3			
4	共済期間	年4月1日(4月1日以後の加入入については会費領収印日付の翌日)から 年3月31日まで	
5	計人	領 収 印	
6			
7			
8	￥ 円		

### 別記第3号様式(電算用)(第3条関係)

新潟県交通災害共済会員証

住所			会員番号			
			共済期間	年4月1日 (4月1日以後の加入にあつては会費領収印日付の翌日)から まで	領収印	
氏名			氏名			
1			6			
2			7			
3			8			
4			会費の計算1人	円×	人＝	円
5			新潟県市町村総合事務組合管理者 団			

### 別記第1号様式(複写用)(第2条関係)

## 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳

住所		電話		
氏名		会員番号		
1			下記のとおり払込みます。	
2		1人 500円 4人2,000円 7人3,500円	2人1,000円 5人2,500円 8人4,000円	3人1,500円 6人3,000円
3				
4		共済期間 入にあつては会費領収印を付の翌 年3月31日まで		
5		計 人		領 収 印
6				
7				
8		¥	円	

## 別記第1号様式の2(電算用)(第2条関係)

## 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳

住所			会員 番号		
共 済 期 間			年4月1日 (4月1日以後の 加入については 会費領収印日付 の翌日)から 年3月31日 まで		領 收 印
	氏 名		氏 名		
			会費の計算1人 円× 人= 円		
			上記のとおり払込みます。		

## 別記第2号様式(複写用兼電算用)(第2条関係)

## 新潟県交通災害共済会員証

住所		電話	
氏名		会員番号	
1			
2		新潟県市町村総合事務組合管理者 団	
3			
4	共済期間	年4月1日(4月1日以後の加入にあつては会費領収印日付の翌年3月31日まで)	
5	計人	領收印	
6			
7			
8	￥ 円		

### 別記第3号様式(電算用)(第2条関係)

## 新潟県交通災害共済会員証

住所			会員番号		
共 済 期 間			年4月1日 (4月1日以後の 加入にあっては 会費領収印日付 の翌日)から 年3月31日 まで		領 收 印
氏名			氏名		
1			6		
2			7		
3			8		
4			会費の計算1人 円× 人＝ 円		
5			新潟県市町村総合事務組合管理者 団		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第1号様式の2の次に次の様式を加える。

### 別記第1号様式の3（第4条関係）

## 年度新潟県交通災害共済インターネット加入申込者会員台帳シート

注 この様式により難い場合は、本様式に準じて作成することができる。

別記第3号様式の次に次の様式を加える。

## 別記第3号様式の2（第3条関係） (インターネット加入申込サイト用)

新潟県交通災害共済会員証

住所	会員番号		
	共済期間	年4月1日（4月1日以後の加入にあっては申込日の翌日）から 年3月31日まで	申込日 年 月 日
氏名	氏名		
1	6		
2	7		
3	8		
4	会費の計算1人 円×	人=	円
5	新潟県市町村総合事務組合管理者		

## 附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。